

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース名		主な成果目標と助成上限額	対象となる取組	助成率
業種別 課題 対応 コース	建設事業	○36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 ➡250万円（4事業共通） ○新規に年休の計画的付与制度の整備 ➡25万円（4事業共通） ○新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 ➡25万円（4事業共通） ○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡150万円 など 合計550万円	労働時間短縮 や生産性向上に 向けた取組 ①就業規則の 作成・変更 ②労務管理担 当者・労働者へ の研修（業務 研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用 機器等の導入・ 更新 ⑤労働能率の 増進に資する設 備・機器の導 入・更新	費用の3/4 を助成 事業場規模 30名以下か つ労働能率 の増進に資 する設備・機 器等の経費 が30万円を 超える場合 は4/5を助 成
	自動車運転の 業務	○新規に10H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡170万円 など 合計470万円		
	医業に従事す る医師	○医師の働き方改革推進に関する取組 ➡170万円 ○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡150万円 など 合計520万円		
	その他の事業 （情報通信業、 宿泊業）	○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡150万円 など 合計450万円		
	労働時間短縮・年休促進 支援コース	○36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 ➡150万円 ○新規に年休の計画的付与制度の整備 ➡25万円 ○新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 ➡25万円 合計200万円		
勤務間インターバル導入 コース		○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡120万円、9～11H ➡100万円		
ほかに 団体推進コース があります				
※賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く） 賃上げした労働者数に応じて、助成金の上限額を加算（常時使用労働者数が30人以下は加算額が2倍） 3%以上引上げ：6万円～最大60万円 5%以上引上げ：24万円～最大240万円 7%以上引上げ：36万円～最大360万円				
申請期限等		交付申請期限：令和7年11月28日(金) 事業実施期限：令和8年1月30日(金) 支給申請期限：令和8年2月6日(金)		

お問い合わせ

ご不明な点は、佐賀労働局 雇用環境・均等室 までお問い合わせください。

電話番号：0952-32-7218

交付申請書等の提出先は 佐賀労働局 雇用環境・均等室 です